



島根県報

平成27年10月1日（木）

号外 第 160 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第56号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）別表第1及び別表第2」を「国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第1及び別表第2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。